

(健 I 212)
令和 3 年 1 月 13 日

都道府県医師会

産業保健担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常 任 理 事 神 村 裕 子
(公印省略)

有害な業務における歯科医師による健康診断等の実施の徹底について（周知依頼）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、別紙のとおり、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より、本会宛に件名についての周知協力依頼がありました。【別紙1】

塩酸、硝酸等の歯又はその支持組織に有害な物のガス等を発散する場所における業務に常時従事する労働者については、これらのガス等に長期間ばく露されることにより歯の欠損等を起こす場合があることから、労働安全衛生規則第 48 条において歯科医師による健康診断（以下「歯科健診」という。）の実施が事業者には義務づけられております。

令和元年度に一部地域の事業場を対象として歯科健診の実施状況について自主点検を行ったところ、歯科健診を実施した酸等の取り扱い業務のある事業場が少ないことが判明いたしました。

これらの状況を踏まえ、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より都道府県労働局労働基準部健康主務課長宛に、酸等の取扱い業務がある事業場に対して、リーフレットを活用する等により、幅広く周知・指導を行い、歯科健診及びその結果に基づく事後措置並びに歯科健診の結果報告が適切に実施されるよう通達がなされております。【別紙2】

つきましては、本件の主旨をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡区医師会等への本件の周知方につきまして、特段のご高配を賜われますよう、お願い申し上げます。

別紙 1

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 5 日

日本医師会 御中

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

有害な業務における歯科医師による健康診断等の実施の徹底について

標記について、令和 2 年 12 月 25 日付け基安労発 1225 第 1 号「有害な業務における歯科医師による健康診断等の実施の徹底について」により各都道府県労働局あて通達いたしました。

つきましては、これらの内容について御了知いただくとともに、関係機関等への周知へ御協力いただきますようお願いします。

基安労発 1225 第 1 号
令和 2 年 12 月 25 日

都道府県労働局労働基準部健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

有害な業務における歯科医師による健康診断等の実施の徹底について

塩酸、硝酸等の歯又はその支持組織に有害な物のガス等を発散する場所における業務に常時従事する労働者については、これらのガス等に長期間ばく露されることにより歯の欠損等を起こす場合があることから、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 48 条において歯科医師による健康診断（以下「歯科健診」という。）の実施を事業者には義務づけているところである。

令和元年度に一部地域の事業場を対象として歯科健診の実施状況について自主点検を行ったところ（別添 1）、酸等の取り扱い業務のある事業場のうち歯科健診を実施したと回答した事業場は 31.5%にとどまっていた。このうち常時 50 人以上の労働者を使用する事業場において歯科健診を実施したと回答した事業場の割合が 55.6%、特に常時 50 人未満の労働者を使用する事業場（小規模事業場）では 22.5%と低い傾向が見られた。また、化学工業、窯業・土石製品製造業、非金属製品製造業において酸等の取扱い業務があると回答した事業場の割合が高い傾向が見られた。

これらの状況を踏まえ、貴局管内において、酸等の取扱い業務がある事業場に対して、リーフレット（別添 2）を活用する等により、幅広く周知・指導を行い、歯科健診及びその結果に基づく事後措置並びに歯科健診の結果報告が適切に実施されるよう遺漏なきを期されたい。

令和元年度歯科健診実施状況自主点検の結果

別添 1

■ 背景

- 塩酸、硝酸等の歯又はその支持組織に有害な物のガス等を発散する場所における業務に常時従事する労働者には、事業場の規模に関わらず歯科健診の実施が義務づけられている。【安衛則第48条】
- 一方、当該健診の実施結果については、常時使用する労働者数が50人以上の事業場にのみ報告が義務づけられているため、酸等の取扱い業務のある事業場全体の当該健康診断の実施状況は把握できていない。
- これらをふまえ、酸等の取扱い業務のある事業場において歯科健診が適切に実施されているか確認するため、一部地域の事業場において自主点検を実施することとなった。

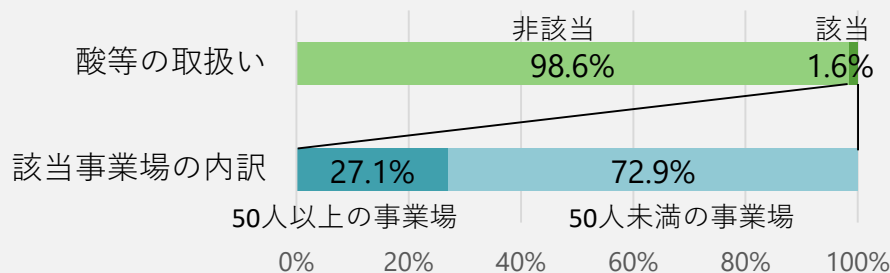
■ 方法

- 実施時期：令和2年1月24日～2月25日
- 実施対象：一部地域の101,493事業場
- 実施方法：自主点検票を郵送し、郵送もしくはWEBによる回収

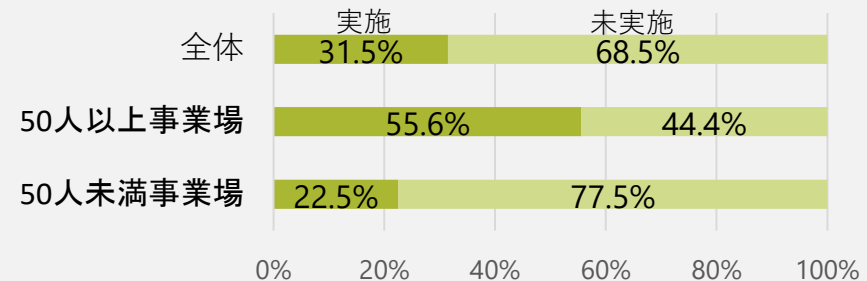
■ 結果

- 31,153事業場より回答（回答率30.7%）

事業場の内訳



酸等の取扱い事業場における
歯科健診実施状況



※なお本結果は管内における酸等の取扱い業務がある事業場に対する個別の行政指導等を行う際に参照されたい。

労働安全衛生法に基づく 歯科医師による健康診断を実施しましょう

事業者は、労働安全衛生法第66条第3項に基づき、歯等に有害な業務に従事する労働者に対して、歯科医師による健康診断を実施し、その結果を所轄労働基準監督署長へ報告しなければなりません。

◆ 対象となる労働者

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務（対象業務※）に常時従事する労働者（安衛法施行令第22条第3項、安衛則第48条）

※ 例）メッキ工場、バッテリー製造工場等における上記の業務

◆ 実施時期

対象業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、対象業務への配置替えの際、対象業務についた後6ヶ月以内ごとに1回（安衛則第48条）

◆ 歯科医師による健康診断実施後に事業者が取り組むこと

1. 健康診断結果の記録

健康診断個人票を作成し、5年間保存しなければなりません。（安衛法第66条の3）

2. 健康診断の結果についての歯科医師からの意見聴取

健康診断の結果、所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、歯科医師の意見を聞かなければなりません。（安衛法第66条の4）

3. 健康診断実施後の措置

上記2による歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。（安衛法第66条の5）

4. 健康診断の結果の労働者への通知

健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。（安衛法第66条の6）

5. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、遅滞なく、安衛則様式第6号（定期健康診断結果報告）により健康診断の結果を、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。（安衛法100条）

お問い合わせ先：都道府県労働局または労働基準監督署

所在案内：<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

